

税の書類について

必要なのは平成30年度 市(区町村)/県民税所得割額の内訳が分かる書類です。
必ず下表のうちのいずれかを用意してください。

!! 源泉徴収票、給与明細では市(区町村)/県民税所得割額が分かりません。

次の a b c d のうち一人につき <u>いずれか1種</u> を用意します。		
生活保護世帯の方	d 生活保護受給証明書 (生活保護の始期が記載され、かつ発行年月日が平成30年6月1日以降のもの。 <small>「支給証」ではありません。)</small> * 平成30年1月1日時点で生活保護法に規定する被保護世帯であることが分かる証明書 ----- または、平成30年度「非課税証明書」	福祉事務所長が発行。 ----- a へ
サラリーマンなど 給与所得者の方	c 平成30年度 「市(町村)民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)」 ※ ----- または、平成30年度「課税証明書」	例年5~6月頃 勤務先から配布 ----- a へ
!!副業していて両方お持ちの方は a 課税証明書をご提出ください!!		
自営業などご自分で 住民税を納付する方	b 平成30年度 「市(町村)民税・県民税納税通知書」 ----- または、平成30年度「課税証明書」	例年5~6月頃 市町村から配布 ----- a へ
b c d が 入手できない。 「通知書」が 見当たらない場合など	a 平成30年度「(非)課税証明書」 ・ <u>市(町村)/県民税所得割額・控除対象配偶者の有無</u> が <u>記載</u> されているもの ・ × 「納税証明書」 ・ × 「所得証明書」 } <u>ではありません。</u>	お住まいの役所の 住民税担当窓口 もしくは 行政サービスコーナーで 発行できます。

※ **c** 特別徴収税額通知書は 納税義務者用(個人向)をご用意ください。
 特別徴収義務者用(企業・会社向)は審査書類ではありません。

!! 平成30年1月1日に、外国在住などで日本に住民票が無く、**a b c**の税の証明が発行できない場合は、横浜隼人高校事務局までご相談ください。

